

令和 2 年 10 月 6 日
建設水道常任委員会資料
建設部建設総務課

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 改正の経過

このたびの条例改正は国の道路法等の一部を改正する法律が令和2年5月27日に公布され道路の占用の許可に係る施設として自動運行補助施設が追加されたことに伴い宇治市道路占用条例の別表に自動運行補助施設を追加するものです。

2. 改正箇所について

宇治市道路占用料条例新旧対照表

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|----|----|-----|-------------------------------|--|----|----|-----|
| 別表(第2条関係) 抜粋 | | | | | 別表(第2条関係) 抜粋 | | | | |
| 占用の区分 | | 区別 | 単位 | 占用料 | 占用の区分 | | 区別 | 単位 | 占用料 |
| 法第32条 第1項第3 号に掲げ る施設 | 鉄道、軌道 その他これらに 類する施設 | 略 | | | 法第32条 第1項第3 号に掲げ る施設 | 鉄道、軌道、 自動運行補 助施設その他これらに 類する施設 | 略 | | |
| 備考 略 | | | | | 備考 略 | | | | |

3. 自動運行補助施設（イメージ）とは

自動運行補助施設とは自動運転車の運行を補助する施設で電磁誘導線や磁気マーカ等を使用して運行を補助するものです。

電磁誘導線のイメージはゴルフ場で使用されているカートと同様に道路下に電線を埋設してその上を自動車が走行するものです。

電磁マーカのイメージは道路下に一定間隔で磁気マーカを埋め込みその上を自動車が走行するものです。

現在、実証実験段階で詳細はまだ知らされていません。

3. 施行の時期

道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）の施行日。

自動運行補助施設

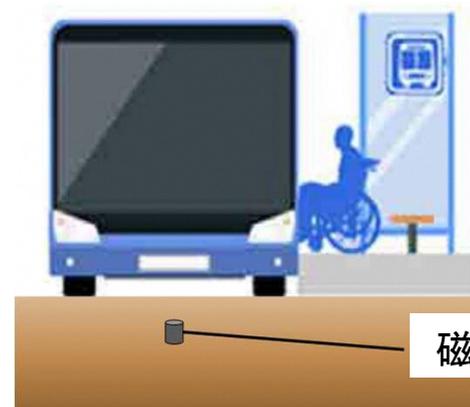
- 自動運転車の運行を補助する施設（磁気マーカ等）を道路附属物に「自動運行補助施設」として位置づけ（民間事業者の場合は占有物件とする）

<自動運行補助施設のイメージ>



電磁誘導線

▲電磁誘導線による自車位置特定による運行の補助



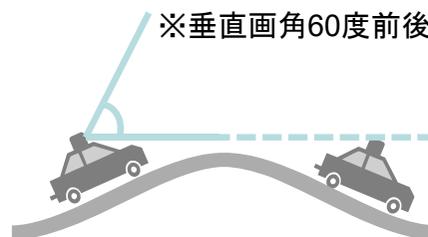
磁気マーカ

▲磁気マーカによる自車位置特定による運行の補助

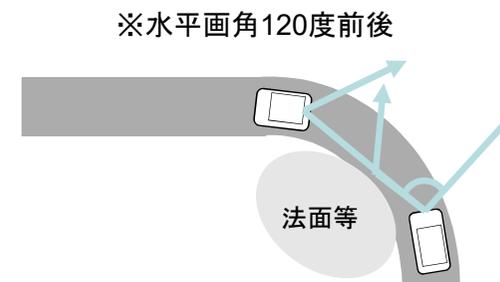


ドイツの例

▲位置情報表示施設による自己位置補正の補助



※垂直画角60度前後



※水平画角120度前後

法面等

▲車両センサーの届かない箇所における道路状況把握の補助